

三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年5月31日 午前9時30分

場 所 三条市役所第二庁舎 301会議室

会議に付した議題

- 議第1号 農用地利用集積計画の承認について
- 議第2号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について
- 議第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第4号 事業計画変更申請について
- 議第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第7号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について
- 議第8号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）
及び令和4年度の農業委員会による最適化活動の目標（案）について

- 報告事項
- 報第1号 第1調査部会の調査結果報告について
 - 報第2号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
 - 報第3号 農地潰廃通報について
 - 報第4号 農地法第3条の3第1項の届出について

農業委員出席委員 17名

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 山 倉 広 委員 | 2番 山 屋 和 徳 委員 |
| 3番 熊 倉 睦 委員 | 4番 栗 原 一 郎 委員 |
| 5番 馬 場 良 子 委員 | 6番 坂 井 浩 行 委員 |
| 7番 田 邊 稔 委員 | 8番 捧 幸 伸 委員 |
| 9番 佐 藤 秀 樹 委員 | 10番 野 崎 文 夫 委員 |
| 12番 島 影 正 幸 委員 | 14番 小 林 茂 宏 委員 |
| 15番 佐 藤 一 富 委員 | 16番 三 師 満 夫 委員 |
| 17番 佐 藤 裕 雄 委員 | 18番 田 邊 敦 子 委員 |
| 19番 廣 川 哲 也 委員 | |

農業委員欠席委員 1名

- 13番 清 野 秀 作 委員

推進委員出席委員 15名

飯塚 栄三千 委員
大口 伸 昭 委員
北澤 正 之 委員
高山 弘 則 委員
松岡 博 一 委員
矢代 誠 一 委員
吉田 精 一 委員
渡辺 秀 人 委員

井上 利 弥 委員
蒲澤 利 嗣 委員
小池 秀 一 委員
原田 孝 一 委員
松下 正 樹 委員
山谷 秀 昭 委員
吉田 昇 委員

推進委員欠席委員 3名

笹岡 大 介 委員
廣川 久 一 委員

長谷川 淨 二 委員

職務のため出席した事務局職員

事務局 長 阿部 勝 峰
経営基盤係長 上林 裕 則
経営基盤係主任 佐藤 信 幸

午前9時30分 開会及び開議

(午前9時30分 三條新聞社傍聴)

議長(野崎会長)

それでは、時間になりましたので、定例総会を開会いたします。

(挨拶 略)

これより会議に入ります。

出席状況をお知らせいたします。農業委員、現在員18名、出席17名、欠席1名、推進委員、現在員18名、出席15名、欠席3名でありますので、会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。

4番、栗原一郎委員、15番、佐藤一富委員を指名いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

早速議事に入りたいと思います。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(阿部事務局長)

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』御説明をいたします。

利用権設定に係る案件につきまして御説明いたします。

5ページを御覧願います。今月の申請は、新規設定8件、面積が8万483平米であります。

それでは、戻りまして、1ページの13番から順に御説明いたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

13番から3ページの16番までの4件は、相対で、それぞれ新規に利用権設定をするものであります。

13番は、上須頃地内の農地20筆、1万4,398平米。

2ページをお願いします。

14番は、長沢地内の農地5筆、4,478平米。

15番は、井戸場地内の農地3筆、2,078平米。

16番は、鶴田四丁目地内ほかの農地32筆、3万5,610平米。

以上4件は、相対で、新規にそれぞれ利用権設定をするものであります。

次ページの17番から20番までの4件は、農地中間管理事業に伴い、公益社団法人新潟県農林公社が、新規に5年間利用権設定をするものであります。

それでは、17番から順に御説明いたします。

17番は、笹岡地内ほかの農地12筆、1万3,965平米。

18番は、笹岡地内の農地3筆、1,496平米。

19番は、笹岡地内の農地2筆、5,275平米。

20番は、笹岡地内の農地4筆、3,183平米。

以上4件は、新潟県農林公社が、新規に5年間利用権設定をするものであります。

以上で説明を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果を報告願います。

第1調査部会長は、栞原代理の隣に着席願います。

9番、佐藤秀樹委員。

第1調査部会長（9番佐藤秀樹委員）

それでは、第1調査部会の調査結果について御報告いたします。

第1調査部会では、5月25日午前9時から、三条市役所全員協議会室におきまして、部会員と野崎会長、栞原会長代理出席の下、会議を開催いたしました。事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前9時45分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、新規設定8件、面積8万483平米で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、新潟県農林公社が利用権設定をする案件以外の4件につきましては、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、また新潟県農林公社が利用権設定をする4件につきましても、いずれも農地中間管理事業を推進し、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を

図ることから、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

どうもありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

なお、委員の質問等の発言については、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

しばらくして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』御説明いたします。

6ページを御覧願います。今月、意見を求められている案件は、新規設定1件、面積2万3,919平米であります。

なお、一番左側の番号欄の括弧内に記載しております番号は、先ほど御審議をいただきました議第1号『農用地利用集積計画の承認について』に対応する番号でございます。

1番は、笹岡地内ほかの農地21筆、2万3,919平米を記載の借受人に新規に貸付けをしたいとするものでございます。

借受人、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料、受人の状況につきましては記載のとおりです。

以上で説明を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

9番、佐藤秀樹委員。

第1調査部会長（9番佐藤秀樹委員）

議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、新規設定1件、面積2万3,919平米で、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、全件異議

ないものと認めるという意見であります。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、異議ないものと認めることで答申いたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』御説明いたします。

7ページを御覧願います。今月の申請は1番の1件で、面積125平米であります。

1番は、新保地内の農地1筆、125平米を譲受人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり〇〇〇円であります。

次の2番は公売の報告です。

田屋地内の農地1筆、2,272平米を、経営規模の拡大を図るため、公売により取得したものであります。価格は、10アール当たり約〇〇〇円であります。また、本件は令和4年2月総会の付帯決議によりまして、5月2日付で許可済みであります。

説明は以上で終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

9番、佐藤秀樹委員。

第1調査部会長（9番佐藤秀樹委員）

議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの1件、面積125平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、譲受人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、全件許可相当

といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、全件許可することといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『事業計画変更申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第4号『事業計画変更申請について』御説明いたします。

8ページを御覧願います。今月の申請は2件で、合計面積506平米であります。

1番は計画変更のみの申請で、平成28年5月31日付で農地法第5条の許可を受けた西本成寺二丁目地内の農地1筆、231平米について、当初隣接する宅地181.92平米と一体利用し、物置1棟及びカーポート1棟の建設を計画したものの、現在居住している住宅が古く手狭になったため、当該農地に住宅1棟、カーポート1棟及び駐車場3台の用地として利用したいとするものです。場所につきましては、県央工業高校の南西800メートル付近の土地であります。

2番は、大島地内の農地1筆、275平米を売買により取得し、作業所1棟、駐車場1台及び転回積卸場の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、大島中学校の南側210メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第6号の9番で農地法第5条の許可申請がなされております。

以上で説明を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

9番、佐藤秀樹委員。

第1調査部会長（9番佐藤秀樹委員）

議第4号『事業計画変更申請について』は、合計件数2件、面積506平米で、書類審査

及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』御説明いたします。

9ページを御覧願います。今月の申請は2件で、面積1,217平米であります。

1番は、興野二丁目地内の農地1筆、598平米を貸駐車場26台及び通路の用地として利用したいものです。場所につきましては、富永草野病院の東側隣接地で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

2番は、石上三丁目地内の農地1筆、619平米を共同住宅1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、レディスクリニック石黒の北側380メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

9番、佐藤秀樹委員。

第1調査部会長（9番佐藤秀樹委員）

議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数2件、面積1,217平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基

準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、県農業会議への諮問につきましては不要と判断しました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくして御発言がないようですので、議第5号につきましては、ただいま調査部会の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、許可することといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』御説明いたします。

12ページを御覧願います。今月の申請は9件で、合計面積4,263平米であります。

10ページにお戻りをお願いします。

9番は、先ほど御審議をいただきました議第4号『事業計画変更申請について』の2番で御説明をさせていただいた内容と同じでございますので、説明は省略させていただきます。

10番は、林町二丁目地内の農地1筆、353平米を売買により取得し、住宅1棟及びカーポート1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、三条警察署の東側隣接地で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

11番は、林町二丁目地内の農地1筆、290平米を売買により取得し、住宅1棟及びカーポート1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、三条警察署の東側隣接地で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

12番は、北中地内の農地3筆、2,296平米を売買により取得し、事務所1棟及び駐車場30台ほかの用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、北陸ガス株式会社長岡支社三条事務所の西側隣接地で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

13番は、曲渕三丁目地内の農地1筆、106平米を使用貸借権の設定により、既存の転用許可済地等170平米と一体利用し、住宅1棟及び駐車場2台の用地として利用したいものです。場所につきましては、月岡小学校の北側510メートル付近で、都市計画用途地域の第1種低層住居専用地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

14番は、上須頃地内の農地1筆、363平米を賃貸借権の設定により、仮設事務所1棟、仮設トイレ1基、駐車場2台及び資材置場の用地として、許可の日から令和6年5月9日まで一時転用地として利用したいものです。場所につきましては、三条市立大学の南側250メートル付近です。

15番は、下須頃地内の農地1筆、214平米を使用貸借権の設定により、住宅1棟及びカーポート1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、石上大橋西詰の国道8号須頃(三)南交差点の東側200メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

16番は、中島地内の農地1筆、277平米を売買により取得し、住宅1棟及びカーポート1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、国道8号荻島交差点の西側600メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

12ページをお願いします。

17番は、長沢地内の農地1筆、89平米を売買により取得し、敷地の拡張により雪捨場の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、長沢小学校の西側910メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

9番、佐藤秀樹委員。

第1調査部会長(9番佐藤秀樹委員)

議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数9件、面積4,263平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、県農業会議への諮問につきましては不要と判断しました。

以上です。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第6号につきましては、ただいま調査部会の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認め、全件許可とすることといたします。

議長(野崎会長)

続きまして、議第7号『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(阿部事務局長)

それでは、議第7号『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について』御説明いたします。

13ページを御覧願います。今月の案件は1件で、面積264平米であります。

1番は、高安寺地内の農地1筆、264平米について、耕作放棄により、周囲が山林等からの直接的な影響によって、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なため、非農地としたいとするものでございます。

以上です。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

9番、佐藤秀樹委員。

第1調査部会長(9番佐藤秀樹委員)

議第7号『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について』は、件数1件、面積264平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、農地として継続して利用することができないと見込まれることから、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないものとして、非農地と判断いたしました。

以上です。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第7号につきましては、ただいま調査部会の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認めます。

第1 調査部会長は自席へお戻り願います。

議長（野崎会長）

続きまして、議第8号『令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和4年度の農業委員会による最適化活動の目標（案）について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第8号『令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和4年度の農業委員会による最適化活動の目標（案）について』でございます。

農業委員会事務の情報の公表につきましては、従来から農業委員会の活動について広く一般に知っていただくよう、担い手への集積状況等に関する活動状況をまとめ、ホームページ上で公表してきたところでございます。また、改正農業委員会法により、農業委員会は農業委員会の農地等の利用の最適化推進状況その他事務の実施状況を公表し、農林水産省はこれを取りまとめ、公表することとしておりますので、よろしくお願ひいたします。

議案の説明の前に、大変恐縮ですが、議案の訂正がありましたので、差し替え版を配付させていただきました。お手数をおかけして申し訳ありません。おわび申し上げます。本書により御説明申し上げますが、主な修正は、6ページ、上段の表中の件数の訂正や、10ページの②の表を差し替える等の訂正がありましたので、こちらの修正版で説明をさせていただきます。

それでは、1ページを御覧願います。令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）でございます。令和4年3月31日現在の農業委員会の状況でございますが、記載のとおりでございます。

2ページをお願いします。「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」でございます。

1の「現状及び課題」ですが、令和3年3月現在の状況を記入するものです。管内の農地面積6,926ヘクタールは、昨年、令和2年の点検・評価においてお示しをした農地台帳面積を転記したものでございます。これまでの集積面積が4,162ヘクタールで、集積率は60.1%であります。

2の「令和3年度の目標及び実績」ですが、令和3年度末の集積面積4,162ヘクタールに新規集積50ヘクタールを見込み、集積目標を4,212ヘクタールとしておりましたが、実績は新規集積が42ヘクタールで、全体として集積面積は4,204ヘクタール、達成状況は99.8%となりました。

3の「目標の達成に向けた活動」については、活動実績として、農地中間管理事業の活用や農地情報の共有化などを行ったところでございます。

4の「目標及び活動に対する評価」については、今ほど御説明しました2及び3の実績に基づいて記載をさせていただいておりますので、御覧をいただきたいと思っております。

3ページをお願いします。「Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」でござ

います。令和3年度は、参入目標を1経営体とし、参入促進を図るため、就農候補者を確保することとして市農林課が県内で開催された「新規就農・就労チャレンジフェア」に参加いたしました。就農候補者の確保に至らなかったものであります。

4ページをお願いします。「IV 遊休農地に関する措置に関する評価」でございます。

1の「現状及び課題」の令和3年3月現在の遊休農地面積は0.5ヘクタールとなっております。

2の「令和3年度の目標及び実績」につきましては、解消目標0.5ヘクタールに対し、実績はゼロヘクタールで、達成状況もゼロパーセントとなっております。

3の「2の目標の達成に向けた活動」については、昨年7月と10月に実施しました農地パトロールの状況を記載しております。

4の「目標及び活動に対する評価」につきましては、今ほど説明をした2及び3の実績に基づいて記載をしておりますので、御覧をいただきたいと思っております。

5ページをお願いします。「V 違反転用への適正な対応」でございますが、違反転用はゼロヘクタールでありました。

6ページをお願いします。「VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」でございます。

1の「農地法第3条に基づく許可事務」は、1年間の処理件数が40件、うち許可が40件で、不許可はありませんでした。

2の「農地転用に関する事務」は、1年間の処理件数126件、そのうち126件が許可で、不許可はありませんでした。

7ページをお願いします。

3の「農地所有適格法人からの報告への対応」については、管内の農地所有適格法人数は36法人で、全法人から報告書の提出を受けております。

4の「情報の提供等」については、賃借料情報の調査・提供が調査対象賃貸借件数692件で、公表につきましては令和4年3月に行いました。次の農地の権利移動等の状況把握は、調査対象権利移動等件数530件で、取りまとめは令和4年3月に行いました。次の「農地台帳の整備」につきましては、全農地面積6,926ヘクタールを対象に毎月総会終了後更新をしております。

8ページをお願いします。「VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」でございますが、「農地利用最適化等に関する事務」、「農地法等によりその権限に属された事務」とともに意見はございませんでした。

次の「VIII 事務の実施状況の公表等」でございますが、冒頭申し上げましたとおり、ホームページで公表しておりますので、その旨を記載しております。

次ページをお願いします。令和4年度最適化活動の目標の設定等についてでございます。今年度から様式の変更がありました。新様式により作成させていただいております。

「I 農業委員会の状況」につきましては、令和3年度の点検・評価の内容から転記しております。

なお、下段の耕作面積の表には、直近の「耕地及び作付面積統計」に基づく耕作面積

のみ記載する形となり、台帳面積は使わない形となりましたので、御留意ください。

10ページをお願いします。

「Ⅱ 最適化活動の目標」のうち、(1)農地の集積、①現状及び課題につきましては、直近の「耕地及び作付面積統計」から耕作面積を記載することになりまして、9ページにあるとおり耕作面積を6,520ヘクタールとし、4,204ヘクタールがこれまで集積されておりますので、集積率は昨年と比較して大きくなっています。

また、②目標についてです。令和4年度は、「三条市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針」におきまして「担い手への農地利用集積目標」の目標年次を令和5年3月として、集積率80%を掲げております。今年が指針の最終年に当たることから、目標を達成することを想定すると、これまでの未達成分をこの1年間で集積することになり、非現実的な数値となりますが、本指針との整合性を図る必要があることから、今年度新たに1,012ヘクタールを担い手へ利用集積し、集積率を80%とする目標といたしました。

(2)遊休農地の解消についてです。①現状は、昨年0.4ヘクタールが新たに増加し、0.9ヘクタールとなったものを②の目標では5年で解消することとして、0.2ヘクタールを記載しております。

11ページをお願いします。

(3)の新規参入の促進として、目標は今年度から、何人の増加を目指すのではなく、貸付可能な農地面積を評価基準とすることになりました。算定方法に基づき、三条市の場合60ヘクタールとなります。

中段、2番、最適化活動の活動目標は、先日の農業会議の業務推進会議においても確認したところですが、月7日といたしました。目標の達成には、皆様から提出いただく活動記録が基となりますので、記録漏れなどがないよう、日々の活動を正しく御報告いただければと考えております。よろしくお願ひいたします。

以下、活動強化月間を1回、8月から10月に設定したほか、(3)の新規参入相談会への参加目標を1回に設定したところです。

なお、「議第8号」につきましては、御承認いただければホームページで公開する予定でございます。

説明は以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言をお願いします。

19番、廣川委員。

19番（廣川哲也委員）

19番、廣川です。10ページの管内の農地面積は、「耕地及び作付面積統計」の面積を用いるとの説明がありましたが、この統計は具体的にはどのような内容の統計なのでしょうか。

事務局（阿部事務局長）

国の統計の一つでありまして、田と畑の耕作面積の統計なんですが、具体的な調査項目については、調べた上で後日お示しいたします。

19番（廣川哲也委員）

農地台帳の面積と大分違っているのので、以前からいろいろと話題になっている担い手への農地の集積率に関係するので伺いました。

農地の集積率については、担い手の定義について何度かやり取りをした記憶もありますし、一時期は80%も可能ではないかという話もありましたが、担い手がやめていくという状況の中で、なかなか集積率が上がらないということも伺っていました。

何を申し上げたいかという、令和5年3月の集積率80%という目標が果たしていいことなのかどうかということです。

実際に80%の集積が図られた場合、その地域がもたないのではないかという記事も農業新聞等で見ますし、これは国の方針で一農業委員会がどうこう言うことではないと言われそうですが、この集積目標については、皆さんと協議をして進めていったほうがいいのではないかと考え、発言させていただきました。

議長（野崎会長）

私のほうから若干発言させてもらいますが、廣川委員がおっしゃるとおり、この集積目標は相当高い目標で、これをクリアするには並大抵ではない努力が必要となりますが、果たしてこれだけの農地を本当に集積できるかという点と甚だ疑問です。

これは三条市だけでなく、県内の他の農業委員会長からも「とても達成できる目標値ではない」という話を聞いています。

確かに廣川委員の言われるとおり、この場で皆さんから議論をしていただいて、三条市の方向性を決定したほうが良いと私自身も考えています。再度言いますが、この集積目標は大変高いレベルで、三条市にそれだけ担い手がいるかという点といたしませんし、担い手の年齢層は70歳、80歳と高齢で、それで集積が進められるのかということも考慮して御検討いただきたいと思えます。新潟県全体として担い手が高齢化になっている以上は、やはり集積目標は再検討していかなければならないかと思えます。

若い世代の担い手をつくれと言われても、皆さん方もせがれさんが農家を継承するかどうか不安でしょう。そのような状況の中で、我が身を振り返ってこれからの三条市の農業体系がどうあるべきか方向づけていければと思えますので、御審議をお願いいたします。

坂井委員。

6番（坂井浩行委員）

事務局に集積面積のうち個人の集積、中間管理機構の集積、法人の集積の割合がどうなっているか伺います。

個人の集積の場合は、どうしても2年、3年と短期の貸借になりますが、法人とか中間管理機構の場合は10年、20年という長い期間になります。今後を考える上で、法人や中間管理機構の集積のほうが安定した集積と考えられるので、その辺のデータを開示いただきたいと思えます。

事務局（阿部事務局長）

将来的な方向としては、集積は中間管理機構に預けるというほうに向かっております。ただ、今個人、団体でどんな比率で集積されているかというデータがあるかどうか、分析ができるかどうか確認してみないと分からないんですけども、ちょっと調べて連絡させていただきたいと思います。

議長（野崎会長）

それでよろしいですか。後日連絡を差し上げるということで。

6番（坂井浩行委員）

分かりました。

議長（野崎会長）

ほかにございませつか。どんな意見でもよろしいので、この集積目標に対する皆さんの御意見をお聞かせいただきたいと思います。

ないようですので、私のほうから指名させていただきます。

下田地区の熊倉睦委員、どうですか。

3番（熊倉 睦委員）

熊倉です。集積についての意見というよりも、後継者がいないという問題が第一だと思ひます。現在農業に携わっている人たちはやりたいと言っているが、次につながる人の育成を国、県、市がもっと推進していくことが大事だと思ひます。集積した面積がどうのこうのというよりも、集積した農地で農業をやってくれる人を育てるとこのほうが大事ではないかなと思ひておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（野崎会長）

それでは、続きまして栄地区の佐藤秀樹委員。

9番（佐藤秀樹委員）

栄地区は意外と生産組合とか法人が数多くあるので、この管内では集積率は最も高いと思ひんですけども、個人的にやっている人も中にはいますけども、そういう人は数少ないと思ひます。私は尾崎泉地区生産組合の構成員なんですけども、尾崎・泉地区の集積率はほとんど100%近いんじゃないかと思ひます。他の集落も集落ごとに法人があるので、ある程度集積率はいいと思ひます。

議長（野崎会長）

ありがとうございます。

続きまして、飯塚栄三千推進委員、お願ひします。

推1番（飯塚栄三千委員）

集積率というはどうしてもそこの地域の状態によって違ってくると思ひますが、うちの地区に関しては、なるべく農業をやめるなというふうなことで、今いる人たちで何とか取り組んでいこうとしています。集積率を上げることに関しては、徐々に増やしていくような形になりますけど、場所によって、地域によって状態は違うんじゃないかなと思ひています。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

続きまして、三条地区の田邊稔委員。

7番（田邊 稔委員）

私の地区も集積率は悪いほうだと思います。一つの問題として耕作条件、基盤整備の要件がまるっきり整っていないというのが一番の大きな原因かと思います。その中で、集積率80%は何がいいのかというのが本当に分からないというのが実際の話でございます。私は自分の信じている有機農業をやっていますけれども、集積、集積というのは何がよくて集積するのか、私はずっと前から分からないというのが現状でございます。とにかく本当に集積するなら農地の条件が整わないと私は駄目だと思います。その意味において、私の地区は基盤整備に乗り遅れたという問題があると思います。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

続きまして、北澤正之推進委員。

推5番（北澤正之委員）

推進委員の北澤です。私たちの地区でも担い手がもうやれるような年代ではありません。これから集積して田んぼをしようという人間も見当たりません。そんな状況です。

議長（野崎会長）

皆さんの見解、意見を総括いたしますと、この集積目標は大分ハードルが高いという意見が大多数かと思います。その中において、ここで結論を出すということはちょっと無理かと思いますが、農政対策部会に付託し、そこで結論を出させていただきたいと思います。いかがでしょうか。

事務局（阿部事務局長）

すみません。この集積目標80%自体は、三条市独自で70、90とか80というものではなくて、指針で定められた数字を目指すんだということで公表しないといけないので、今後80%、じゃ地域がもたないよだとか、80%だとどれだけのメリットがあるんだという疑問をお持ちの方もいらっしゃるので、そういった声は上に上げていく形で、公表する数値としては80%でいかせていただきたいというものであります。よろしく願います。

議長（野崎会長）

廣川委員。

19番（廣川哲也委員）

今ほど会長から大変いい機会をつくっていただいて、皆さんのお考えの一端を知ることができて大変よろしかったなと思っています。今局長が言われるように、80%の目標というのは国がそういうふうにしたもので、今後それを目指すんだということですが、そんな中で果たして80%の集積率の目標を国が定めていることはいいのか、悪いのか。田邊さんが言われるように、集積率を80%にする理由とか、目的といいますか、その価値といいますかが分からないという言葉に代表されるんだろうと思います。担い手の問題というのは、新潟県の農業自体が国の米政策の影響で曲がり角にぶち当た

っているんだろうなと、これを打ち破らない限りどうにもならないのかなと思いますし、最終的にやれる人がいなければ会社なり生産法人なりが大々的にやるのかなと思います。そういったときに果たしてその地域がそれでいいのかという問題があるので、皆さんがこうやって心配しているというところだろうと思います。それぞれの地域の問題に対し、人がやっている後ろを追いかけていくのがいいのか、先頭に立ってやっていくのがいいのか、ぜひこの農業委員会で相談して方針を決めてやっていただきたいというのが今回の発言の真意でございましたので、会長から皆さんの意見を酌み取っていただいて、いろいろな機会で発言をしていただければありがたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございます。私は現状を踏まえた数値目標を設定するべきだと考えていますし、三条市では国が定めた集積率80%の達成は無理だと思っています。ただいま、皆さんから頂戴した意見を尊重し、県へ機会あるごとに発言させていただきませんが、先ほど農政対策部会に付託して結論を出したいと言いましたとおり、今後、三条市の構想的なものをつくり上げていかなければならないのではないかなと思っています。

そういったようなことで皆さん御理解と御協力のほどお願い申し上げて、この件につきましてはここで終了とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。御異議ございませんか。

（「今後話合いしていくべき」の声あり。）

議長（野崎会長）

そういうことで、ひとつよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略をいたします。

それでは、報第2号から報第4号まで、続けて事務局より報告を願います。

事務局（阿部事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

どうもありがとうございました。

それでは、報告の中で御質問がございましたら御発言をいただきたいと思いますが。

御発言がないようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第2調査部会長、17番、佐藤裕雄委員。

第2調査部会長（17番佐藤裕雄委員）

来月は第2調査部会の当番でございます。6月24日午前9時から厚生福社会館第3集会室で会議を開催いたしますので、関係委員の出席をお願いいたします。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は30日午前9時30分開会を予定しております。

それでは、長時間にわたって御審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午前10時45分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

三条市農業委員会会長

議事録署名委員（ 4 番）

議事録署名委員（ 1 5 番）
